

湯梨浜町立湯梨浜中学校 いじめ防止対策基本方針



令和 2 年 4 月

湯梨浜町立湯梨浜中学校

目 次	ページ
○ いじめ防止対策基本方針策定の趣旨	1
I いじめとは	2
1 いじめの定義	
2 いじめの認知	
3 いじめの問題に関する基本的認識	
4 湯梨浜町いじめ防止対策基本方針・本校いじめ防止対策 基本方針の徹底	
II いじめを許さない一人一人が認め合える学級・学校づくり	5
1 いじめを許さない学級・学校をつくるために	
2 各教育活動の推進によるいじめの防止	
III いじめ防止の組織	6
(1) いじめ防止対策委員会の設置と情報を集約する担当	
(2) いじめ防止対策委員会の役割	
(3) いじめ防止対策委員会の構成員といじめ認知までの流れ	
IV いじめに対する対応	8
1 未然防止に向けた取り組み	
(1) 魅力ある学校づくり	
(2) 教職員の対応と意識向上	
(3) 道徳教育と情報モラル教育の充実	
(4) 自ら考え、行動する生徒の育成	
2 いじめの早期発見の取り組み	8
(1) 問題の兆候の把握等	
(2) 心理検査H y p e r - Q Uの実施	
(3) いじめアンケート等の実施	
3 いじめの早期対応・事案対処の取り組み	9
(1) いじめ対策委員会で対応	
(2) いじめの事実確認	
(3) いじめを受けた、いじめを行った生徒や保護者への対応	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	
(5) いじめの解消	
(6) いじめ問題サポートチームの設置	
(7) いじめ問題調査委員会の設置	
(8) いじめ問題の段階と連携体制	

4	いじめ発見時等の対応	11
	※いじめ発見時の対応フロー図	13
5	実践的な校内研修の実施	16
6	家庭・地域社会との連携	16
7	学校・警察相互連絡制度の拡充	17
IV	関係機関との連携	18
1	情報と行動のネットワーク	
	(1)「情報連携」から「行動連携」へ	
	(2)日常的な地域との連携	
	(3)関係機関等との連携	
	(4)サポートによる連携	
	(5)いじめ問題検証委員会の設置	

いじめ防止対策基本方針策定の趣旨

平成23年10月、大津市立中学校のいじめを背景とした自殺事案が大きく報道されました。さらに、それ以前の全国に広がる度重なるいじめ自殺事案もあり、「いじめ問題」は重大な社会問題となりました。そこで、湯梨浜町教育委員会が主体となり、町内の小・中学校における児童生徒のいじめ防止対策をどのように進めていくかについて意見交換が行われました。その中で、平成24年10月に改訂された「鳥取県いじめ対策指針」を基本とした取り組みをすすめることを確認しました。それを受けて、北浜・東郷両中学校においてもいじめ防止対策をどのようにすすめていくかについて検討を重ねました。その検討の結果、「いじめアンケート」や生徒ひとりひとりの「教育相談」などを定期的の実施したり、道徳の授業をより一層充実させたりするなどの取り組みを行ってきました。

さらに、平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が制定されました。その中で、最重要事項として、以下に挙げる5項目について提案がなされました。

1. いじめを背景とした重大な危険が児童に起こる事態が生じていること。
2. いじめ問題に社会総がかりで対峙する必要があること。
3. 大人ひとりひとりが役割と責任を自覚すべきこと。
4. 問題に対して学校が組織的に対応すること。
5. 関係機関や地域の力を積極的に取り込む必要性があること。

この提案に基づき、本校において、いじめ防止等のための対策を相互的にかつ効果的に推進するための「湯梨浜町立湯梨浜中学校いじめ防止対策基本方針」を策定することとしました。いじめ問題への対応やその組織、防止に関する取り組みや支援について、具体的に明らかにするものです。

最後に、いじめ問題は本校のみの取り組みでは、その防止や解決が難しいケースも考えられます。そこで、湯梨浜町教育委員会や鳥取県教育委員会をはじめ関係機関との連携や協力も必要となります。関係機関と相互に一貫性のある取り組みとなるように、「湯梨浜町立湯梨浜中学校いじめ防止対策基本方針」は、平成30年4月に改訂された「湯梨浜町いじめ防止対策基本方針」や平成29年7月に改訂された「鳥取県いじめ対策指針」、国の定める「いじめ防止等のための基本的な方針」を基本として策定しました。

I いじめとは

1 いじめの定義 ※いじめ防止対策推進法（以下、推進法という）第2条による。

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

※この法律において、児童等とは学校に在籍する児童または生徒をいいます。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行います。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

「一定の人間関係にある」とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指します。

「行為」とは・・・

「仲間はずし」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含みます。

「対象となった児童等が心身の苦痛を」とは・・・

いじめられたとする生徒の気持ちを重視することです。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を参考）

※いじめの定義にそのまま該当しない行為も放置しない。

この定義は、文部科学省がガイドラインとして示しているものですが、現状のいじめの実態は極めて巧妙で、複雑で、見えにくいものとなっています。したがって、この定義がそのまま該当しない場合であっても放置することなく、この指針に基づいて、関係者が親身になって指導を行うことが重要です。

2 いじめの認知

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知しようとする必要がある。

いじめの認知は、特定の教職員が行うことなく、学校いじめ対策組織を活用して行います。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な判断による対処も可能ですが、これらの場合であっても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となります。

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの問題に関する基本的認識

いじめについては「本校のどの子どもにも起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応します。

(1) 集団での暴力、仲間はずしなどのいじめは人間として絶対に許されないとの強い認識に立つこと

いじめは、重大な人権侵害であり「どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪い」ということを毅然とした態度で集団に周知徹底します。いじめは、「子どもの成長にとって必要な場合もある」という考えは認めません。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許しません。

(2) 生徒の立場に立った親身の指導を行うこと

本校教職員は、生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に察するよう努めます。生徒に徹底して寄り添い、話を聞くことにより、いじめられている生徒を救います。また、いじめている生徒についても、十分に事情を聞いて、背景を洞察・分析して適切な指導・支援を行います。

(3) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりがある問題であること

いじめの問題の未然防止には、家庭が極めて重要な役割を担います。まず家庭が子どもの健全な育ちに責任を持ち、いじめ問題の基本的な考え方を徹底する必要があります。そのためには、学年や学級などの懇談、学校や学年・学級などの通信、PTA活動などを通じて、家族の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、家庭での会話やふれあいを求める保護者啓発に努めます。

(4) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること

ひとりひとりの個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進します。人権教育、道徳教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、感性に働きかけるような指導を充実させます。なお、本校教職員は、いじめの端緒を早期に発見し、正しく指導する責任を負います。自分の学級や学校においても、いつでもいじめが起こり得るという危機意識を常にもって、生徒の指導にあたります。もし、起こった場合は早期発見に努めます。

(5) 町教育委員会に報告し連携して取り組むこと

いじめを把握した際には、その軽重に関わらず、直ちに町教育委員会へ報告し連携して、当該いじめ事案の緊急性、悪質性等を協議します。そして必要に応じて、鳥取県教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関と協議し、連携協力しながら、そのいじめ問題の解決に向け、一体となって取り組みます。

(6) 学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

いじめの解決に向けて、全ての関係者がそれぞれの立場からその責務を果たす必要があります。多様なネットワークを活用し、早期発見・早期対応等問題解決に向けた最善の取組を構築します。

4 湯梨浜町いじめ防止対策基本方針・本校いじめ防止対策基本方針の徹底

本校は、「湯梨浜町いじめ防止対策基本方針」や「本校いじめ防止対策基本方針」を教職員や生徒等の関係者に周知し、その徹底を図ります。

Ⅱ いじめを許さない一人一人が認め合える学級・学校づくり

1 いじめを許さない学級・学校をつくるために

「いじめは人間として、絶対に許されない。どんな場合でも、いじめる側が悪い」という意識を生徒に持たせます。あわせて「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為やいじわるをする行為もいじめる行為と同様に許されない」ことを生徒と保護者に徹底します。

「いじめは決して許さない」という断固とした姿勢を学校が示し、いじめ行為を行う生徒に対しては、他人の痛みを理解できるように根気強く指導します。当該生徒が心や家庭に問題を抱えている場合、本校は教育委員会をはじめ関係機関と連携し問題解決に努めます。しかし、いじめの状況が限度を超える生徒に対しては、出席停止等の措置も視野に入れた毅然とした指導、対応を行います。

一方、いじめられている生徒については、「徹底して守りとおす」という姿勢を示し、学校として組織的に取り組みます。「いじめられる側にも問題がある」として被害者を追い詰めるようなことは決してしません。

2 各教育活動の推進によるいじめの防止 ※推進法第15条による

各教科及び道德教育や特別活動及び体験活動（学校行事や部活動、社会体験等）をとおして生徒同士の心の結びつきを深め、よりよい集団づくりを目指す意欲の涵養や集団への帰属意識の高揚を図ります。また、人権教育を計画的に推進し、自他ともに尊重でき、互いのちがいを受け止め合える心情を育むことに力を入れます。

このほか、「学級活動の充実及び活性化を図ることにより、みんなでやり遂げる達成感や友達と一緒に活動する楽しさを味わうこととおして、仲間づくりを進める」「心理検査Hyper-QUを実施、結果分析をして望ましい集団づくりのための具体の手だてに活用する」「いじめを始めとした様々な人権問題の学習に取り組む」「いじめをしない、させない、許さない、加担しない仲間づくりに取り組む」ことにより、いじめの防止に努めます。

Ⅲ いじめ防止の組織

学校におけるいじめ防止等に関する措置のため、いじめ防止対策委員会を設置します。生徒指導委員会と連携しながら校内の情報交換やいじめ対策の検討、いじめの防止や早期発見に関する職員研修の立案・実施等や情報収集・情報発信等を行います。対策委員会は教職員で構成しますが、学校長の判断のもと、心理、福祉の専門性（知識・経験）を有する者、スクールサポーター（学校警察連絡制度を活用）、地域の有識者、（場合によってはPTA役員等）の参加を要請して、児童生徒やその保護者の意向に配慮したり、公平性・中立性を確保したりします。

(1) いじめ防止対策委員会の設置と情報を集約する担当

※推進法 第16条第3項、第22条、第23条第3項～6項による

個々の教職員が抱え込まず、スムーズに情報が管理職まで届き、組織で対応できるよう、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学校を挙げていじめの防止等に取り組みます。

児童生徒のいじめにつながる行為・行動、トラブル等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるように、それらの情報を集約します。

そのため、その情報を集約・整理する担当を設け、その担当が中心になって、管理職への報告を行い、いじめ防止対策委員会の判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行います。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

いじめ防止対策委員会は、具体的に次に掲げる役割を持ちます。

○未然防止

いじめの定義、判断基準や事例を教職員に周知し、いじめが起きにくい、いじめを許さない学校環境づくり・組織づくりを行います。

○早期発見

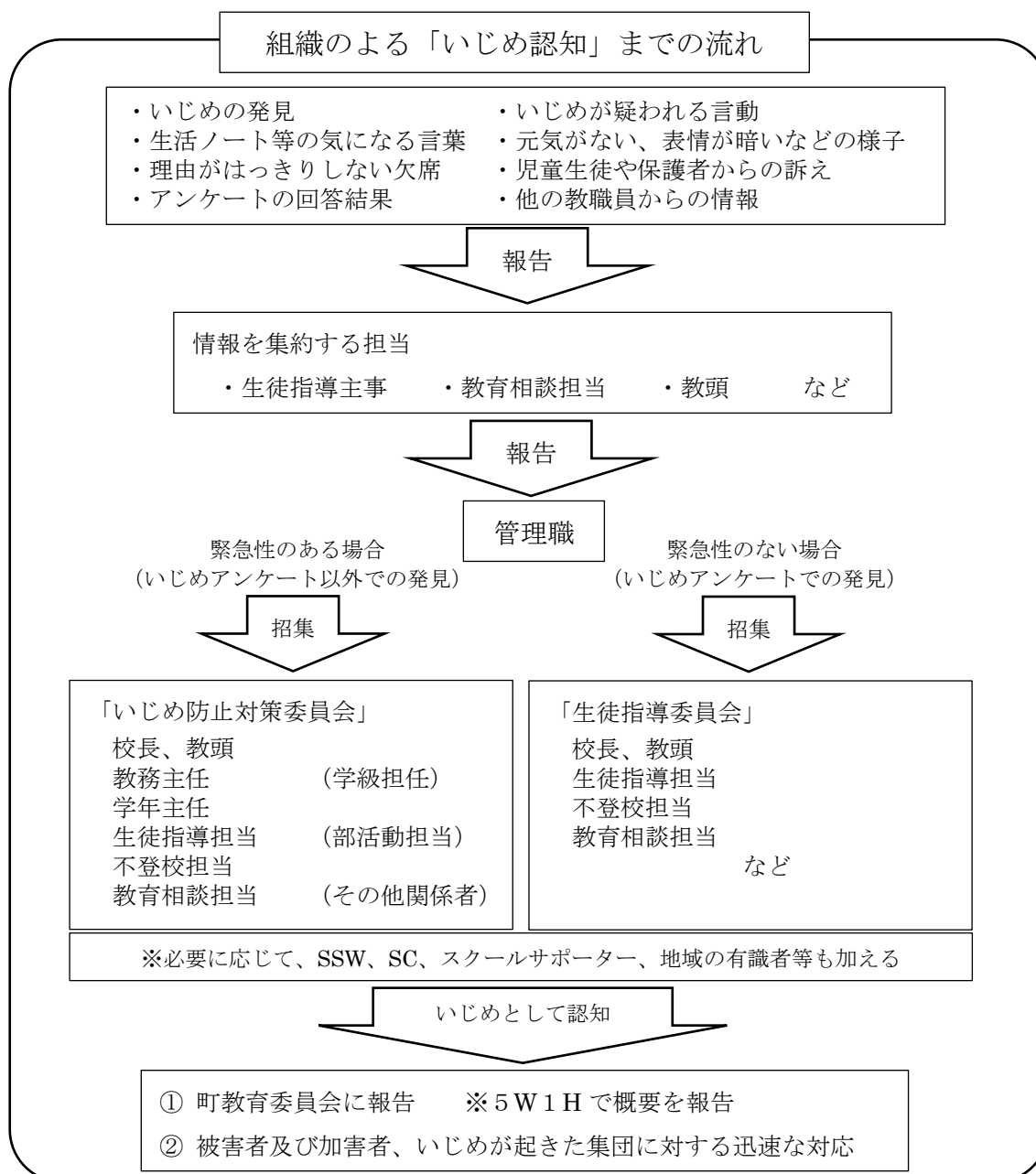
いじめと疑われる事案の情報収集を行い、組織に集められた情報の整理・記録と共有化を図り、いじめであるか否かの判断を行います。

○早期対応・事案対応

いじめ事案に関する情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対する事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行います。

(3) いじめ防止対策委員会の構成員といじめ認知までの流れ

いじめ防止対策委員会は、学校の複数の教職員、必要に応じて心理、福祉の専門性（知識・経験）を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）、スクールサポーター（学校警察連絡制度を活用）、地域の有識者（場合によってはPTA役員等）等関係者で構成し、児童生徒やその保護者の意向に配慮したり、公平性・中立性を確保したりします。



【認知段階での留意点】

- ・記録者を決めて、時系列で正確かつ詳細に記録する。
- ・積極的な認知を行うが、担任や集約担当が独断でいじめと認知することはない。
- ・「いじめではない」と判断した場合も、いじめに発展する可能性は残るため、当該児童生徒を継続して観察することを確認する。

IV いじめに対する対応

1 未然防止に向けた取り組み

(1) 魅力ある学校づくり

生徒と教職員との信頼できる関係の中で、生徒が安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本である。生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりを行います。

(2) 教職員の対応と意識向上

教職員は、研ぎ澄まされた人権感覚を持ち、生徒への指導にあたるとともに、教職員同士の日常的なつながりを向上させます。また、いじめの防止等に関する校内研修を実施します。※推進法第18条2項による

(3) 道徳教育と情報モラル教育の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図るとともに、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための情報モラル教育の充実を図ります。

(4) 自ら考え、行動する力の育成

学級活動・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動など、いじめの防止に資する主体的な活動に取り組み、いじめに直面したときに適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。

2 いじめの早期発見の取り組み

(1) 問題の兆候の把握等 ※推進法第16条による

- ① 学校教職員は子どもの悩みを受け止めるため、全人格的な接し方を心がけ、日ごろから子どもとの心の結びつきを強めるなど、深い信頼関係を築くよう努めます。
- ② いじめの兆候、訴え等を例えば学級担任等の一人の職員で抱え込むのではなく、速やかに校長に報告し、関係職員間で綿密に情報交換し、組織全体で一致協力できる実効性のある体制を確立します。
- ③ いじめられている子どもの安心・安全を第一に考え、被害者、加害者への適切な指導を継続し、いじめの速やかな解消を図ります。また、一度解消した事例でも、その後の状況について継続的に見守ります。

- ④ 学校及び学級において子どもに種々の問題行動が生じているときには、同時にいじめが起きている可能性を視野に入れ対応します。

(2) 心理検査Hyper-QUの実施

Hyper-QUは「学級満足度尺度」と「学級生活意欲尺度」の2つに「ソーシャルスキル尺度（ソーシャルスキルとは、対人関係を円滑にするための技術を測るもの）」を加えた3つの尺度で構成されています。

このHyper-QUを用いることによって、いじめを受けている可能性の高い生徒、不登校に至る可能性の高い生徒を早期に発見することができます。本校では、このHyper-QUを定期的の実施して個々の生徒や学級集団の状況を的確に把握し、よりよい集団づくり（学級経営）と個別の支援が必要な生徒への具体の手だてを行います。

(3) いじめアンケート等の実施 ※推進法第16条による

「いじめアンケート」の毎月実施や教育相談活動、生活記録ノートによる日記指導、班日誌による小集団を活かした指導、授業中や休憩時間・部活動・始業前・始業後など子どもたちの様子をじっくりと見つめる「一日観察」の継続実践等、組織をあげた丁寧な生徒理解に努め、いじめの早期の発見・解決に向けた迅速な対応を行います。

3 いじめの早期対応、事案対処の取り組み

(1) いじめ防止対策委員会での対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに「いじめ防止対策委員会」で協議し、学校の組織的対応につなげます。

(2) いじめの事実確認

生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等事実確認を行い、いじめがあった場合はその結果を町教育委員会に報告します。 ※推進法第23条2項による

(3) いじめを受けた、いじめを行った児童生徒やその保護者への対応

いじめを確認した際には、いじめをやめさせたり、再発を防止したりするため、専門家の協力を得ながら、いじめを受けた生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行います。 ※推進法第23条3項による

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたりおもしろがったりする存在、周辺で黙認する存在にも留意し、学校は必要に応じて集団全体への働きかけを行います。

(5) いじめの解消

いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行います。いじめが「解消している」状態とは、

○いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）

○いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）

であり、他の事情も勘案して慎重に判断します。

解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

(6) いじめ問題サポートチームの設置 ※推進法第24条による

学校だけで解決が困難ないじめ問題が発生した場合、教育委員会事務局で構成する「いじめ問題サポートチーム」が設置されます。事態が悪化（レベル2）した場合、緊急の教育委員会が開催され対応策が協議されます。協議の結果、解決が難しいと判断された場合、事態の内容に応じた専門家に協力依頼をされます。また、町長にも報告されます。

○専門家の例

警察生活安全課、児童相談所、民生・児童委員、精神（小児）科医、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、退職教員等

(7) いじめ問題調査委員会の設置 ※推進法第28条による

教育委員会は、報告・調査依頼に基づき、重大事態に至ったかどうか（レベル3）を判断され、調査の必要が生じた場合、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするため、学識経験者、弁護士等（当該いじめ問題の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者）の参加が図られ、構成される「いじめ問題調査委員会」が設置されます。

(8) いじめ問題の段階と連携体制

学校が教育委員会に報告するいじめ問題の段階は以下のとおりとし、各段階に応じた連携体制を生かしていじめ問題解決のための対応をすすめます。

段階		いじめ問題の内容	連携体制
学校＋町教委対応	レベル 1	校内いじめ防止対策委員会が、被害生徒の立場に立って判断し、いじめ事案として認知した場合	いじめ防止対策委員会の開催 (学校長の判断で第三者参加)
学校＋町教委対応	レベル 2	レベル 1 の事態が悪化し、関係機関との連携を必要とする場合 【事例】 ・発生事案がエスカレートし、被害者の身に危険が迫ると判断され、早期に関係機関との連携が必要と判断されるケース ・他の学校等との間で事象が発生する等、関係機関との連携が必要と判断されるケース	いじめ問題サポートチームによる支援、指示
調査	レベル 3	レベル 2 の対応をとったにも関わらず、重大事態に至り、報告、調査依頼があった場合 【重大事態のケース】 ・いじめの結果、生徒が自殺を企図したケース等 ・いじめの結果、相当期間の欠席を余儀なくされた疑いがあるケース ・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったとの申し立てがあったケース	いじめ問題調査委員会による調査 ※報告、調査、依頼に基づき判断
再調査	レベル 4	レベル 3 の事態に対し調査を行い報告するも、要請があり、町長が検証（再調査）が必要であると判断した場合	検証委員会による再調査

4 いじめ発見時等の対応

子どもたち、学校教職員、保護者、町民等だれでも、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると判断した場合には、湯梨浜中学校又は湯梨浜町教育委員会に速やかに情報の提供（通報）をお願いします。

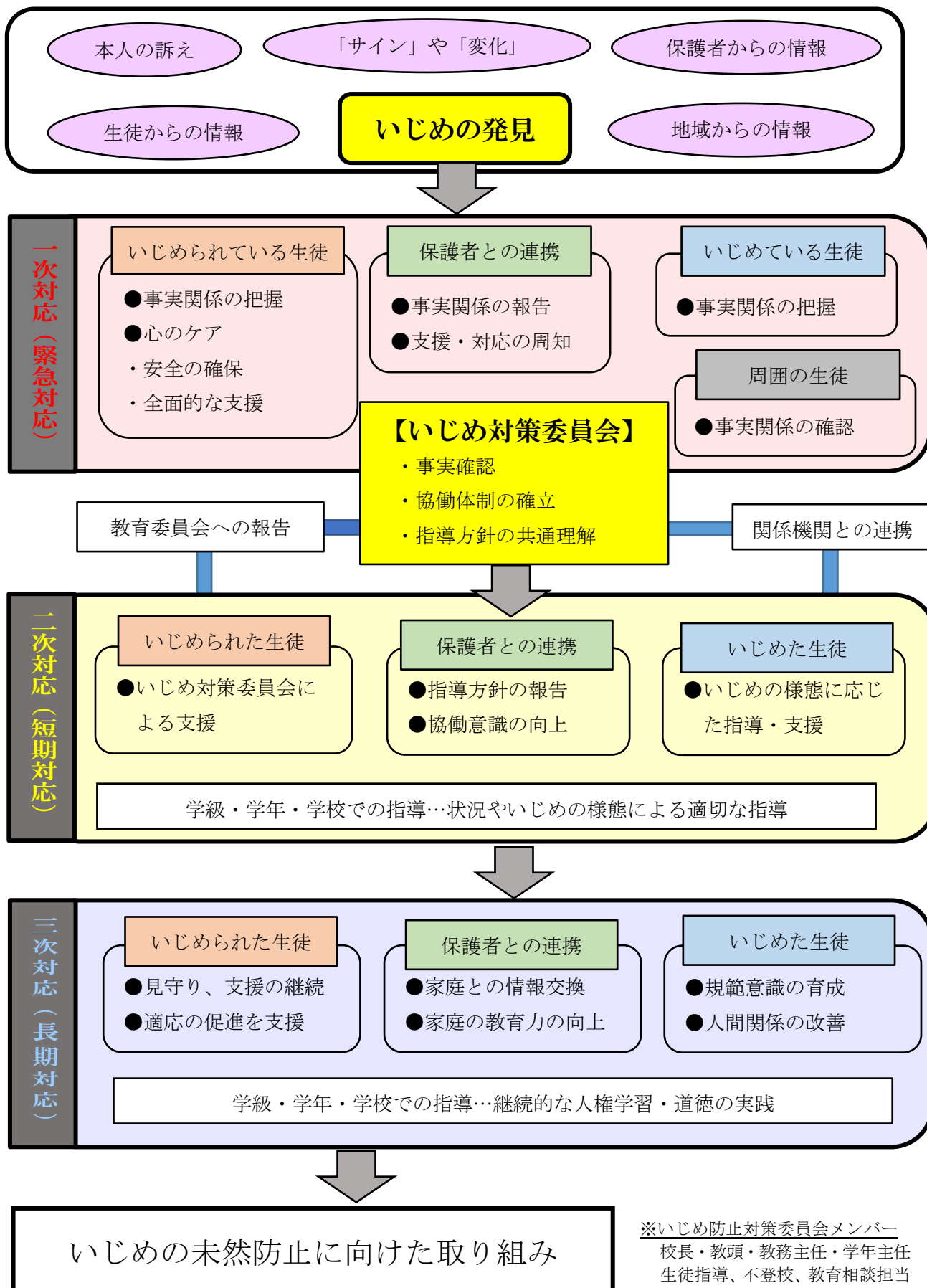
本校は、教育委員会に情報を提供（報告）し、いじめに関する情報を共有します。

関係職員は、被害者・加害者、その他の子どもたちから状況を聴取、情報を整理し、対策委員会は当該事案に係る「事実関係の把握」を行い、当面の対応方針を決定します。また、できるだけ速やかに、被害者・加害者の保護者に、事実関係と委員会の方針に基づく当面の対応方針を正確に伝えます。なお、被

害者及びその保護者の心情を優先し、その了解のもとに進めなければならない対応については、十分留意して進めます。被害者の援助・加害者への指導を継続する中で、対策委員会では、その状況に応じて関係機関や専門家の支援を活用したり、学校の教育活動の見直しを図ったりすることを検討し、問題の早期解決、本質的な改善を図るようにします。

学校だけでは解決困難ないじめ問題については、湯梨浜町教育委員会と連携し、当該いじめ事案の解決に取り組みます。対策委員会でのみの対応では、当該いじめ事案の解決が難しいと判断した場合は、湯梨浜町教育委員会が設置主体となって、「いじめ問題サポートチーム」を設置し、警察生活安全課、児童相談所、民生委員、精神（小児）科医、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、退職教職員等の関係機関の中から、当該事案の対応に適すると考えられる専門家を委嘱し、いじめ問題の解決を図ります。

いじめ発見時の対応フロー図



一次対応(緊急対応)

1 事実関係の把握

(1) いつ、どこで、誰に、何を（された、言われた、見た）」を、具体的に聞き取り、記録する。

(2) 聞き取り結果は、時系列に整理する。

(3) 本人からの訴えがあった場合は、生徒の心情に配慮しながら話を聞く。

① 最も信頼を得ている教職員等が対応するなど組織全体で対応する。

② いじめを受けた生徒の心情に配慮しながら共感的に聞き取りを行う。

ア いじめの被害にあっている生徒は、仕返しを恐れての恐怖感、解決をあきらめた無力感、知られたくないことに対する屈辱感などから、保護者や教職員等に自分がいじめられていることを話したがない、認めようとしない場合がある。したがって、事実関係を把握するには、いじめの被害にあっている生徒の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聞き取りをする必要があり、本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くことが重要である。

イ 自分のことを心配し、守ってくれる人がいるという安心感を持たせ、心のケアを図る。緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては緊急避難的措置として別室登校（相談室等）で対応することも考える。

ウ 教師や保護者が知っている事実と、被害者本人が感じている認識にズレがある場合もあるので、心情に寄り添いながら「いつ、どこで、誰に、何をされたか」という具体的事実をしっかりと聞き取る。

(4) 教師の気づき、保護者や地域住民からの情報などから、いじめがわかったときは、すぐに情報提供者から聞き取りを行い、迅速に事実確認を行う。

2 関係者への報告・連絡・相談

(1) いじめの事実を確認後、いじめを受けた生徒からの聞き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに学校長及び関係者に報告する。

(2) いじめ防止対策委員会を開催し、事実確認を行うとともに今後の対応、指導を検討する。

(3) 被害、加害生徒の保護者に事実関係と今後の対応を正確に伝える。

① 保護者への報告は、複数の教師で家庭訪問するなど、直接話をする。

② 被害生徒の保護者に対しては「大切なお子さんにつらい思いをさせている」ということを真摯に受け止め、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮する。その上で、問題の解決に向けて、理解が得られるように誠実に対応する。

(4) 問題の客観的なとらえ直し、事実の正確な確認等に役立てるため、事案に応じて警察などの関係機関と連携する。

二次対応(短期的対応)

1 支援体制の確立

- (1) いじめ防止対策委員会を開催し、経過の報告及び支援体制の確立について検討する。
- (2) 被害生徒と最も信頼関係ができている教師（担任に限らない）を中心とした、支援体制を確立する。
- (3) 被害生徒と関わりの深い教師数名でプロジェクトチームを組織し、「誰が、いつ、どこで、どのように支援するのか、何をするのか」等の役割分担を明確にするとともに、情報を共有しながら支援を進める。
※プロジェクトチームのメンバーは、担任、副担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、部活動顧問、スクールカウンセラーなど、ケースに応じて構成する。
- (4) 被害、加害どちらの生徒の保護者にも現在の状況や、今後の対応、指導、支援の方針を伝える。
- (5) 被害生徒及び保護者の心の安定を図る場合や学校と保護者が問題解決の途中で行き詰まった場合などは、関係機関を有効に活用する。

2 支援体制確立の流れ

- (1) いじめ防止対策委員会等において、被害、加害生徒の指導・援助の案を立てる。
被害生徒の支援については、最も信頼関係ができている教師を中心とする。
- (2) 指導・支援の体制及び方針について、全教職員で共通理解をする。

三次対応(長期的対応)

1 生徒への継続的支援と集団への対応

- (1) いじめ防止対策委員会を開催し、いじめへの対応、指導について整理、検討しながら、長期的視点での支援や指導の方針を検討する。
- (2) 日常的な観察やチェック等を活用したり、定期的なアンケート調査等を実施することで、継続した観察を行い、保護者に対しても定期的な連絡を行う等十分な支援、連携を行う。
- (3) いじめを受けた生徒の心の傷は本人の捉え方によって違いがある。また、いじめが解決したとみられる場合でも、陰でいじめが継続していたり、相手を替えて再発したりすることもある。したがって、養護教諭やスクールカウンセラー等の協力のもと、生徒の発達段階に応じたソーシャルスキルトレーニングなどを適宜行う。

5 実践的な校内研修の実施

いじめの問題は、いつでも、どの生徒においても起こりうるものとして認識すべき課題です。早期発見・早期対応はもとより、未然防止の視点が不可欠です。そのためには、教職員の資質向上も大切であり、校内研修を通じて共通認識を持つことが必要です。

いじめの問題に教職員が、学校全体で取り組んでいけるよう、いじめをキャッチする感度（センサー）を高めるために作成された「いじめに関する校内研修ツール」を活用します。

「いじめに関する研修ツール」 国立教育政策研究所生徒指導研究センター

<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>

<使用方法>

- ・上記URLより「自己点検シート」、「点検内容の解説」、「研修会アンケート」「表紙」の4点をダウンロードし、使用する冊数分複製して使用する
- ・研修担当者は、上記URLより実施要項をダウンロードして使用する

さらに、より具体的な取組課題に取り組み、より効果的な研修を開催します。

（例）自校の実態を踏まえた話合いや検討会
具体的な取組計画の策定等

この場合、理念のみの話し合いに終わることを避けるため、事前に生徒に対するアンケートを実施し、客観的な数値に基づいた話し合いを行います。

6 家庭・地域社会との連携

いじめ問題は、学校だけで解決していくことが困難なケースもあり、その場合、家庭や地域社会と協力して解決を図ります。本校においては、「信頼される学校づくり」の観点に立ち、日ごろからいじめ問題について啓発し、保護者等の理解・協力を求めるとともに、各家庭でもいじめ早期発見・早期対応に取り組む工夫を啓発します。

（１）いじめの問題については、ケースによっては、学校のみで解決することに固執しては、解決が遅れたり悪化したりすることが予想されます。場合によっては、臨時保護者会や通信物などを通じて保護者に報告し、適切な連携を図ります。保護者等からの訴えを受けた場合には、真剣に受け止め、関係者全員が一丸となって取り組みます。

（２）「いじめは人として、絶対に許されない。どんな場合でも、いじめる側が悪い」という基本認識（原則）を公表し、学校におけるいじめへの対処方

針、指導計画等の情報については、日ごろから、積極的に公表し、保護者の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫をします。

- (3) 学級PTA、学年PTA等を通じて、日ごろから教職員と保護者、保護者同士の仲間づくりを進めます。お互いが心配なことや気になることを話せる関係づくりを構築していきます。
- (4) いじめは、学校外で発生することもあります。生徒、保護者が普段から地域の行事などに積極的に参加し、近所の人とも顔見知りになることにより、生徒を見守り合える環境をつくっていくことにつながります。
- (5) いじめ等に関して地域から学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応します。また、いじめの問題に関し、学校（対策委員会）と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を、いじめの早期発見を期待して、設ける場合もあります。その中で、生徒たちの課題に対して、共通理解を図った上で、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で何をしていくかを話し合い、実践していきます。
- (6) 実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を得るよう努力します。決して、事実を隠蔽するような対応はしません。

7 学校・警察相互連絡制度の拡充

従来の学校・警察連絡制度は、学校に在籍する少年が、犯罪や触法行為によって検挙、補導された場合に、警察から学校に連絡する一方通行のシステムとして、平成16年から実施されてきました。いじめ等少年を取り巻く問題の深刻化に伴い、この制度が拡充され、平成25年3月から学校と警察との双方向の情報伝達ができるようになりました。

具体的には、警察への連絡が必要な犯罪の被害者となる可能性のある「いじめ事案」等についても、学校長が必要と認めれば、警察に連絡します。

なお、この制度は、鳥取県内における生徒の健全な育成を図るためのみに活用できるものであり、連絡の対象となる生徒の個人情報は、利用目的を達成したら、警察、学校の双方がこれを破棄するなど、当該生徒が不利益を被るような取扱いは、厳にこれを禁じています。

Ⅳ 関係機関との連携

1 情報と行動のネットワーク

(1) 「情報連携」から「行動連携」へ

いじめを始めとする生徒の問題行動等への対応にあたっては、「心」のサインを見逃さず、問題行動等の前兆を把握することが大切です。そのためには、学校と関係機関との間での単なる情報交換（情報連携）だけでなく、それぞれの機関の強みを発揮して一体的な対応を行うこと（行動連携）に努めます。

(2) 日常的な地域との連携

学校における生徒の行動は、家庭、地域における行動と相互に連携していることから、学校における行動のみに焦点を当てた対応を行っても、問題解決に効果が望めないケースがあります。その場合、学校、家庭、地域が意見交換を行い、全体像を把握することにより適正な対応が可能となります。学校も地域の一機関であるという認識に立ち、地域全体で対応するという観点から、地域の有識者等と連携し生徒指導の機能を強化していきます。

(3) 関係機関等との連携

学校や家庭における通常の指導では改善の見込みが薄い場合、問題が深刻化する前に初期の段階から状況を把握し、関係機関（スクールサポーターや警察、福祉機関、医療機関）や地域の身近な人材（地域の民生・児童委員）に協力を依頼し、情報交換や検討を行います。校区内のネットワーク構築に努めます。

< 参考 1 > 関係機関等連絡先

区 分	関係機関等	所 属	担当者	連絡先
教育機関	教 育 委 員 会	教育総務課	岸田指導主事	35-5364
警察機関	倉 吉 警 察 署	生活安全課		26-7110
	交 番 ・ 駐 在 所	長和田駐在所		32-0949
	中部少年サポートテレホン			48-1574
福祉関係	児 童 相 談 所			23-1141
	福 祉 事 務 所			
	主 任 児 童 委 員			
	民 生 ・ 児 童 委 員			
保健関係	保健所・保健センター			23-3122
更生保護 関係	保 護 観 察 所	(鳥取市)		0857-22-3518
	保 護 司			

(4) サポートによる連携

学校や地域の人材のみによる対応が困難な場合や複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合には、関係の深い機関等が連携して共通の目的の下で、それぞれの権限に基づいて対応します。

また、サポートチーム による必要な支援、措置を講ずるための指示、又は 調査委員会 による調査が行われた場合は、発生した重大事態から得た経験や教訓を校区内にフィードバックしその後の同種の事例に対する早期対応に役立てます。

＜参考＞ いじめ問題サポートチーム による対応の例

端 緒	関係機関等
家庭内に問題の背景があるとき	町教育委員会、児童相談所、福祉事務所、保健所、民生・児童委員（主任児童委員）、警察署、少年サポートセンター、保護司等
警察による対応が効果的なとき	町教育委員会、警察署、少年サポートセンター、少年警察ボランティア、民生・児童委員（主任児童委員）、保護司等
地域における支援が必要になったとき	町教育委員会、保護司、民生・児童委員（主任児童委員）、警察署、少年サポートセンター、少年警察ボランティア、保健所、警察署等
出席停止の措置を講じた、または講じる可能性があるとき	町教育委員会、少年警察ボランティア、警察署、少年サポートセンター、保護司等

(5)いじめ問題検証委員会の設置

いじめ問題によって、生徒に重大な事故がおこり、調査委員会の調査結果に対する再調査の要請（レベル4）があり、町長が、検証（再調査）が必要であると判断した場合、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の検証（再調査）を行う「湯梨浜町いじめ問題検証委員会」が設置されます。